



# 鳥取県公報

平成17年 2月 8日(火)  
第 7 6 5 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|             |   |
|-------------|---|
| <b>告 示</b>  | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による<br>指定地方公共機関の指定 (71) (防災危機管理課) ..... 1 |
|             | 大規模小売店舗の新設の届出 (72) (経済交流課) ..... 1                                    |
|             | 土地改良法による換地計画の決定 (73) (耕地課) ..... 3                                    |
|             | 土地改良事業計画の変更協議の適否の決定 (2件) (74・75) (〃) ..... 3                          |
|             | 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (76) (〃) ..... 4                              |
|             | 国土調査の成果の認証 (77) (〃) ..... 5   |
|             | 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意に<br>ついての適否の決定 (78) (水産課) ..... 5           |
| <b>教委告示</b> | 定例教育委員会の招集 (5) (教育総務課) ..... 5  |
| <b>調達公告</b> | 公募型指名競争入札の実施 (2件) (総務課) ..... 6                                       |
|             | 一般競争入札の実施 (産業技術センター) ..... 9  |
|             | 公募型プロポーザル方式による受託者の選定 (空港湾港課) ..... 11                                 |
|             | 一般競争入札の実施 (病院局総務課) ..... 13   |
|             | 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ..... 16  |

## 告 示

### 鳥取県告示第71号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号) 第2条第2項の規定による指定地方公共機関として平成17年 2月 8日次のとおり指定したので告示する。

平成17年 2月 8日

鳥取県知事 片 山 善 博

智頭急行株式会社

### 鳥取県告示第72号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年 2月 8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合西伯店  
西伯郡南部町阿賀226 - 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
丸合不動産株式会社代表取締役田中肇  
米子市東福原六丁目12 - 40
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社サンマート和光  
米子市東福原六丁目12 - 40
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成17年9月21日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,581.37㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 172台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 13台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 面積 34.9㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 容量 35.1㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ア 出入口の数 2か所
    - イ 位置 8の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時30分から午後7時まで
- 7 届出年月日  
平成17年1月20日
- 8 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間

平成17年 2月 8日から 4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

西伯郡南部町天萬558

南部町役場産業課

11 意見書の提出

南部町の区域内に居住する者、南部町において事業活動を行う者、南部町の区域をその地区とする商工会その他の南部町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第73号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第12工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 2月 8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年 2月 8日から同年 3月 1日まで

3 縦覧に供する場所

南部町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議がある時は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第74号**

鳥取市が行う土地改良事業（農村総合整備統合補助事業東郷地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 2月 8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年2月8日から同年3月1日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議がある時は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第75号**

鳥取市が行う土地改良事業（農村総合整備統合補助事業東郷地区農業用排水）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年2月8日から同年3月1日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議がある時は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第76号**

江府町が行う土地改良事業に係る武庫地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年2月8日から同年3月1日まで

3 縦覧に供する場所

江府町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議がある時は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第77号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年 2月 8日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期             | 成果の名称                                  | 調査を行った地域                 | 認証年月日       |
|------------|----------------------|--|--------------------------|-------------|
| 智 頭 町      | 平成10年度から<br>平成15年度まで | 智頭町（大字中田及び大字坂原の各一部並びに大字岩神の全部）の地籍図及び地籍簿 | 大字中田及び大字坂原の各一部並びに大字岩神の全部 | 平成17年 2月 8日 |

**鳥取県告示第78号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成17年 2月 8日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 加 入 区   | 漁 業 の 区 分             |
|---------|-----------------------|
| 鳥取浜村加入区 | 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業 |

---

**教 育 委 員 会 告 示**

---

**鳥取県教育委員会告示第5号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成17年 2月 8日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 日時 平成17年 2月10日（木）午前10時～
- 場所 鳥取市東町一丁目271 教育委員室
- 議題
  - 鳥取県立高等学校学則の一部改正について
  - その他

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 調達内容

#### (1) 件名及び数量

鳥取県中部総合事務所清掃業務 一式

#### (2) 調達案件の仕様

鳥取県中部総合事務所清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### (3) 履行場所

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所

#### (4) 履行期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

### 2 入札参加申込書類の提出ができる者

入札参加申込書類（以下「申込書類」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この公募型指名競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年2月22日（火）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 県内に本店又は支店を有する者であること。

(4) 平成17年2月8日（火）から同月22日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号の事業の登録（鳥取県知事の登録に限る。）を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、同項第6号の事業の登録（鳥取県知事の登録に限る。）を受けている者を含む。）であること。

(6) 平成13年度以降に鳥取県が発注した本件事務所に係る清掃業務又は建物延べ床面積が2,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県中部総合事務所県民局企画総務課

### 4 仕様書の交付

仕様書は、次により希望者に直接交付するものとする。

#### (1) 交付期間及び時間

平成17年2月8日（火）から同月22日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭

和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

(2) 交付場所

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県民局企画総務課

5 申込書類の提出

本件入札に参加を希望する者は、仕様書と同時に交付する入札参加申込書類作成要領に基づき作成した申込書類を次により提出するものとする。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

(2) 提出場所

4の(2)に同じ。

(3) 提出方法

持参すること。

6 競争入札参加者の指名

提出された申込書類を審査の上、競争入札参加者を指名するものとし、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。なお、指名しないこととした申込書類の提出者に対しても、その旨を書面により通知する。

7 落札者の決定方法

会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県中部総合事務所県民局企画総務課(電話番号0858-23-3988)とする。

(2) 申込書類の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、申込書類の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 提出された申込書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された申込書類は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県西部総合事務所清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様

鳥取県西部総合事務所清掃業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 履行場所

米子市糞町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

(4) 履行期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

2 入札参加申込書類の提出ができる者

入札参加申込書類(以下「申込書類」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者と

する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。  
なお、この公募型指名競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年2月22日（火）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。
- (3) 県内に本店又は支店を有する者であること。
- (4) 平成17年2月8日（火）から同月22日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号の事業の登録（鳥取県知事の登録に限る。）を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、同項第6号の事業の登録（鳥取県知事の登録に限る。）を受けている者を含む。）であること。
- (6) 平成13年度以降に鳥取県が発注した本件事務所に係る清掃業務又は建物延べ床面積が2,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所県民局企画総務課

### 4 仕様書の交付

仕様書は、次により希望者に直接交付するものとする。

#### (1) 交付期間及び時間

平成17年2月8日（火）から同月22日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

#### (2) 交付場所

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局企画総務課

### 5 申込書類の提出

本件入札に参加を希望する者は、仕様書と同時に交付する入札参加申込書類作成要領に基づき作成した申込書類を次により提出するものとする。

#### (1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

#### (2) 提出場所

4の(2)に同じ。

#### (3) 提出方法

持参すること。

### 6 競争入札参加者の指名

提出された申込書類を審査の上、競争入札参加者を指名するものとし、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。なお、指名しないこととした申込書類の提出者に対しても、その旨を書面により通知する。

### 7 落札者の決定方法

会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 8 その他



- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県西部総合事務所県民局企画総務課（電話番号0859 - 31 - 9656）とする。
- (2) 申込書類の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、申込書類の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 提出された申込書類は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された申込書類は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

### (1) 件名及び数量

鳥取県産業技術センターの鳥取庁舎で使用する電気の供給 年間使用予定電力量3,431,000 kWh（平成14年度から平成16年度までの各月の平均使用実績の電力量により算出しているものであり、天候等により変動する。）

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 供給期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

### (4) 供給場所

鳥取市若葉台南七丁目1 - 1 鳥取県産業技術センター（鳥取庁舎）

### (5) 入札書の記入方法等

入札金額は、入札説明書に記載する方法に従って計算し、入札説明書に示す予定契約電力及び使用予定電力量に応じた基本料金の単価及び電力量料金の単価により算出した年間の合計金額（料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとし、合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含む単価により見積もった額を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は、しないこととする。

## 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年2月25日（金）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 平成17年2月8日から同年3月22日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けてい

る者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

- (5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県商工労働部産業技術センター

### 4 入札手続

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒689 - 1112 鳥取市若葉台南七丁目1 - 1

鳥取県商工労働部産業技術センター総務課

電話 0857 - 38 - 6201 (直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

#### ア 直接交付する場合

- (ア) 交付期間及び時間

平成17年2月8日(火)から同月22日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間

- (イ) 交付場所

(1)の場所

#### イ 郵送による場合

平成17年2月8日(火)から同月17日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

- (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年3月22日(火)午前10時(郵便等による入札書の受領期限は、平成17年3月18日(金)午後5時)  
鳥取県商工労働部産業技術センター 2階 第2会議室

### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成17年3月14日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

#### 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Electricity for the Industrial Research Institute of Tottori Prefecture (Tottori Office building) 3,431,000 kWh

(2) Delivery period

From 1 April,2005 through 31 March,2006

(3) Delivery place

7 - 1 - 1 Wakabadai Minami, Tottori - shi, Tottori 689 - 1112 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation:

5:00 p.m. 14 March, 2005

(5) Date and time for tender submission:

10:00 a.m. 22 March,2005 Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5:00 p.m. 18 March, 2005

(6) Please contact:

General Affairs Division,

Industrial Research Institute,

Commerce, Industry & Labor Relations Department,

Tottori prefectural Government

7 - 1 - 1 Wakabadai Minami, Tottori - shi, Tottori 689 - 1112 Japan

TEL 0857 - 38 - 6201

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成17年 2月 8日

## 1 業務の概要

(1) 業 務 名 鳥取港新ポートパーク管理運営業務委託

(2) 業務場所 鳥取市港町

(3) 施設概要

係留施設（水域） 141隻収容

保管施設（陸上） 182隻収容

駐 車 場 142台収容

ト イ レ 1棟

敷地面積 22,785平方メートル

(4) 業務内容

本件業務は、鳥取港周辺の湖山川等河川区域におけるプレジャーボートの不法係留に起因する騒音、違法駐車等の周辺住民に対する社会的問題の解消及びマリンスポーツの安全・健全な発展を目的として整備した鳥取港新ポートパーク（以下「新ポートパーク」という。）に係る次の業務について委託するものである。

ア 施設及び設備の点検及び小規模な修繕

イ 施設内の環境美化

ウ 新ポートパーク利用者に対する適正使用の啓発

エ 新ポートパークの船艇保管状況の確認

オ 施設内の電気及び水道の使用料金の支払い

(5) 委託期間 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(6) 委 託 料 3,780千円程度（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

## 2 応募資格

鳥取県内に本店又は住所を有する者であって、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成17年2月8日（火）から同月24日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者又は同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

(3) 平成17年2月8日（火）から同月24日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(4) 港湾法（昭和25年法律第218号）及び鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号。以下「港湾条例」という。）の規定により港湾施設等の使用許可等を取り消され、又は罰則に処せられた者で、当該処分を受けた日から1年を経過しない者でないこと。

(5) 国税又は地方税に関する法律に基づく税金の納付を滞納している者でないこと。

(6) 港湾法又は港湾条例に基づく港湾施設等の使用料等の納付を滞納している者でないこと。

## 3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、鳥取港新ポートパーク管理運営業務委託企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、下記の事項について行う。

(1) 管理運営計画が適切なものであること。

(2) 管理運営計画を確実に実施するに足りる人的能力を有すること。

(3) 管理運営計画が新ポートパークの設置目的を適切に推進するものであること。

(4) 業務委託経費の見積額

## 4 手続等

## (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部空港港湾課

電話0857 - 26 - 7405

ファクシミリ0857 - 26 - 8310

電子メールアドレスkuukoukouwan@pref.tottori.jp

## (2) 企画提案募集要領の交付

## ア 交付期間

平成17年2月8日（火）から同月14日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (3) 現地説明会

## ア 開催日時

平成17年2月15日（火）午前10時から午前11時まで

## イ 開催場所

鳥取市港町7 鳥取海上保安署会議室

## (4) 質問の受付

## ア 提出方法

この公告について質問がある場合には、質問書を作成し、郵便、ファクシミリ又は電子メールを利用して鳥取県県土整備部空港港湾課に提出すること。

## イ 提出期間

平成17年2月8日（火）午前9時から同月14日（月）午後5時まで

## (5) 企画提案書の提出

## ア 提出方法

持参すること。

## イ 提出場所

(1)に同じ。

## ウ 受付期間

平成17年2月15日（火）から同月24日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 5 契約の締結

最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、3の評価委員会による審査の結果、その提出した企画提案書が優れていると認められた順に、その提出者と順次契約の交渉を行う。

## 6 その他

## (1) 契約書の要否

要

## (2) 関連情報を入手するための照会窓口

4の(1)に同じ。

## (3) 詳細は、企画提案募集要領による。

項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年2月8日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

#### 1 調達内容

##### (1) 調達物品の名称及び予定数量

A重油JIS1種2号 1,008キロリットル

##### (2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

##### (3) 納入期間

平成17年4月1日(金)から平成18年3月31日(金)まで

##### (4) 1回当たりの納入量

16キロリットル

##### (5) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

##### (6) 入札方法

1キロリットル当たりの単価による入札を行うので、当該単価を入札書に記載すること。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

##### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

##### (2) 平成15年鳥取県告示第669号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち、油脂・燃料類に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年2月25日(金)午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

##### (3) 平成17年2月8日(火)から同年3月25日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

##### (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第24条第1項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。

##### (5) この公告に示した物品を鳥取県立中央病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。

#### 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理係

電話 0857-26-2271(内線2210)

## (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年2月8日(火)から同年3月18日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

## (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年3月25日(金)午前11時(郵便による入札書の受領期限は、同月24日(木)午後5時)

鳥取県立中央病院 大会議室(1階)

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成17年3月18日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。)第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第13条及び第17条の規定に該当する者に限り免除する。

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに規程、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約締結の制限

この公告に示した物品に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and approximate quantity of the products to be purchased : A Fuel oil JIS class 1 2  
1,008kl

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 18, March, 2005

(3) Date and time for tender submission : 11 : 00 AM 25 March, 2005

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM 24, March, 2005

(4) Please contact : General Affairs Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuo Hospital  
730 Edu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan TEL : 0857 - 26 - 2271 ex.2210

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年2月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 調達内容

##### (1) 件名及び数量

鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式

##### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

##### (3) 履行場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部交通管制センター ほか

##### (4) 履行期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

##### (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

##### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務に係るものを有する者であること。

(3) 平成17年2月8日（火）から同年3月24日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 電気工事業又は電気通信工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

(5) 平成12年度以降に交通安全施設保守委託業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

#### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部会計課

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部会計課管財係

電話 0857 - 23 - 0110（内線2236）

##### (2) 入札説明書の交付方法



(1)の場所で平成16年2月8日(火)から同月25日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年3月24日(木)午後1時30分(郵便による入札書の受領期限は、同月23日(水)午後5時)

鳥取県警察本部庁舎2階入札室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成17年2月25日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

本件入札に参加する者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and upkeep of Tottori Prefectural Police Headquarters Traffic Control System, 1 Set
- (2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 25, February, 2005
- (3) Date and time for tender submission : 1 : 30 PM 24, March, 2005 (Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM 23, March, 2005)
- (4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1 - 271 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8520 Japan, TEL 0857 - 23 - 0110 (Extension telephone 2236)